

「(仮称)甲府市子ども応援拠点施設」における
効果的な運営方法の具現化に向けた支援等業務
公募型プロポーザル実施要項

令和7年4月
甲府市子ども未来部

1 趣旨

「(仮称)甲府市子ども応援拠点施設」については、児童館機能をはじめ、子育て世代の交流の場や放課後児童クラブなど、多様な機能を備えた“子どもを中心に様々な世代が交流する”複合施設として、後屋住宅跡地に公設民営の事業手法により整備を進めていく。

本施設の整備にあたっては、持続可能な行財政運営の実現を前提に、利用のしやすさ、運営のしやすさ、管理のしやすさを踏まえ、ソフトとハードの関連性を強めた効率的な施設整備を目指していくことから、PPP等の実績やこどもに関する複合施設等の企画・運営業務やコンサルティング業務の実績などを有する事業者から、専門的な知見・ノウハウを踏まえた包括的な支援を受ける必要があることから、『公募型プロポーザル方式』により、業務遂行能力が高い事業者を選考する。

2 業務概要

(1) 業務名称

「(仮称)甲府市子ども応援拠点施設」における効果的な運営方法の具現化に向けた支援等業務

(2) 整備予定地

後屋住宅跡地（甲府市後屋町4番地1 外13筆）7,883m²

(3) 業務内容

別紙『「(仮称)甲府市子ども応援拠点施設」における効果的な運営方法の具現化に向けた支援等業務委託仕様書』(以下「仕様書」という。)のとおりに

(4) 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日(火)まで

(5) 提案限度額(消費税額及び地方消費税額を含む。)

7,920,000円

※この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画提案の規模を示すためのものであることに留意すること。また、見積書を提出する際は、提案限度額を超えてはならない。これを超えて提案した場合には失格とする。

(6) 協力会社への再委託

- ア 受注者は、委託業務における総合的企画、業務遂行管理、技術的判断等について再委託することはできない。
- イ 受注者は、アに規定する業務以外の再委託にあたっては、再委託の相手方との契約関係を明確にし、書面により発注者の承諾を得なければならない。
- ウ 受注者は、業務を再委託に付する場合、再委託の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

3 参加資格要件

本プロポーザルに参加しようとする者は、次の各号に掲げる条件を全て満たしている者とする。

- (1) 法人格を有していること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定のいずれにも該当しないこと。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく更生手続き開始又は再生手続き開始の申立てがなされていないこと。
- (4) 破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続き開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 法人の役員及び経営に実質的に関与している者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (6) 本市における物品競争入札参加資格者にあつては、この公告の日から入札の日までの間に「甲府市物品供給(入札等)制度要綱」及び「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれていないこと。
- (7) 本市の入札参加資格を有していない場合は、この公告の日から入札の日までの間に、国及び他の地方公共団体において、指名停止の措置を受けている日が含まれていないこと。
- (8) 法人税、消費税及び地方消費税の未納がないこと。本市に営業所等がある場合については、甲府市税の未納がないこと。
- (9) 本業務に類似する十分な実績を有していること。

4 スケジュール

公募開始	令和7年4月30日(水)
質問受付期間	公募開始～令和7年5月13日(火) 午後5時まで
質問への回答	令和7年5月16日(金)
参加表明書の提出期限	令和7年5月23日(金) 午後5時まで
企画提案書の提出期限	令和7年6月16日(月) 午後5時まで
プレゼンテーション審査	令和7年6月24日(火)/6月25日(水)【予定】
審査結果の通知と公表	令和7年6月30日(月)
契約手続	令和7年7月上旬【予定】

5 質問書の受付及び回答

当該委託業務の公募に関して質問がある場合は、次のとおり質問書【様式10】を提出すること。

(1) 受付期間

令和7年4月30日(水)から5月13日(火)午後5時までとする。

(2) 提出方法

電子メールにより、質問書【様式10】を提出すること。

※電子メールの件名を「(仮称)甲府市子ども応援拠点施設質問書」として送信すること。また、送信後に受信確認のため電話連絡(平日の午前9時から午後5時まで)をすること。

【E-mail】kodomosomu@city.kofu.lg.jp

【電 話】055-288-0351

(3) 回答方法

令和7年5月16日(金)午後4時までに甲府市ホームページ内に掲載する。ただし、本要項及び仕様書の内容以外に対する質問には回答しない。

6 参加に係る必要書類の提出

「3 参加資格要件」を満たし、本プロポーザルに参加する者は、次の必要書類を提出すること。

(1) 参加表明書の提出

次に掲げる参加表明に関する書類を提出すること。

表1 参加表明に関する書類

名 称		様式及び添付書類等
1	参加表明書	(様式1)代表者印等を押印のこと
2	会社概要等整理表	(様式2)会社概要など参考となる資料
3	協力会社に関する調書	(様式3)該当する場合のみ
4	業務実績書	(様式4)令和2年度～令和6年度に完了した類似する業務を対象とする。 類似する業務を実施した旨を確認できる契約書等の写しを添付すること。なお、本店、他の支店の実績の場合は、その旨を明記すること。
5	業務実施体制確認調書	(様式5)契約締結後における業務の実施体制(担当者等の氏名、経験、担当する業務等)について記入すること。
6	誓約書	(様式6)
7	役員等名簿	
8	法人登記簿謄本	履歴事項全部証明書
9	納税証明書	法人住民税等の未納がない書類(前年度のもの)
10	印鑑証明書	

ア 提出部数

正本1部

イ 提出期限

令和7年5月23日(金)午後5時までとする。

ウ 提出方法・場所

甲府市子ども未来部子ども未来総室総務課へ 持参又は郵送すること。

なお、郵送の場合は、同日必着とする。

(2) 企画提案書の提出

次に掲げる企画提案に関する書類を提出すること。

表2 企画提案に関する書類

名 称		様式及び添付書類等
1	企画提案書	(様式7)
2	業務の実施方針・業務フロー・工程表	(様式8)業務全般の工程を業務内容別に詳細に記載すること。
3	業務内容に係る企画提案	(任意様式)提案書の枚数については、 <u>A4サイズ15ページ以内</u> とする。 業務内容については、仕様書を参照すること。
4	見積書	(様式9)消費税を含むこと。また、本要項の2 業務概要(5)の提案限度額の範囲内であること。 別途、任意様式で積算内訳を添付すること。

- ア 提出部数
正本1部、副本6部
- イ 提出期限
令和7年6月16日(月)午後5時までとする。
- ウ 提出方法・場所
甲府市子ども未来部子ども未来総室総務課へ 持参又は郵送すること。
なお、郵送の場合は、同日必着とする。

(3) 資料提出にあたっての留意事項

- ア 参加表明書(様式1～6及び添付資料)及び企画提案書(様式7～9及び添付資料)については、提出期限以降の差し替え、再提出は認めないので告示等で示された事項を事前に十分確認してから提出すること。
- イ 提出書類について、問い合わせをする場合があるので、確実に連絡の取れる連絡先を参加表明書及び企画提案書に明記すること。
- ウ 参加表明書及び企画提案書については、紙媒体及び電子媒体(CD 又は DVD 等)により提出すること。
- エ 提出期限までに参加表明書を提出しなかった者は、企画提案書を提出することができない。
- オ 「企画提案書記載項目一覧(別紙 2)」で提案・提示を求めている順番に全ての事項について記述すること。
- カ 企画提案に係る資料には、ページ番号を振ること。
- キ 参加表明書及び企画提案書に記載した配置予定の管理責任者は、病休、死亡、退職等、本市が認める場合を除き変更することはできない。

7 選考方法

(1) 優先受託候補事業者の選考

優先受託候補事業者の選考にあたっては、「企画提案書記載項目一覧(別紙2)」に基づき提案された内容について、「(仮称)甲府市子ども応援拠点施設」における効果的な運営方法の具現化に向けた支援等業務受託者選考審査委員会(以下「委員会」という。)において審査し、「優先受託候補事業者の選考方法(別紙1)」により選考する。

なお、参加する事業者が1者の場合であっても審査を実施し、その提案内容が審査基準を満たすと認められる場合には、その事業者を優先受託候補事業者として選考する。

(2) 審査

審査は非公開とし、書類と企画提案者のプレゼンテーションによる審査を実施する。

- ア 日程【予定】及び会場
令和7年6月24日(火)/6月25日(水)を予定。
甲府市役所本庁舎 会議室を予定
※詳細は別途通知する。
- イ 企画提案者のプレゼンテーションへの出席者
管理責任者を含む3名以内
- ウ 実施方法
企画提案者のプレゼンテーションは、会場でのプレゼンテーションのみとし、プレゼンテーション及び補足説明は、20分以内とする。
プレゼンテーションは、提出した企画提案書を用い、その表記順に行うこと。企画提案者がプレゼン

テーションでパソコン等を使用できるよう、プロジェクター及びスクリーンを本市で準備する。ただし、パソコン等の機器は、企画提案者が持参すること。

質疑応答は、概ね20分とする。

(3) 審査結果

審査を受けた企画提案者に対し、文書及び電子メールにて審査結果を通知する。また、審査結果(優先受託候補事業者及び次点受託候補事業者については、その名称まで)を甲府市ホームページに掲載する。なお、審査結果に対する異議申し立ては、受け付けない。

(4) 優先受託候補事業者との協議

優先受託候補事業者は、本市と仕様並びに価格等協議のうえ、本市の決定を受けることにより受注者となる。ただし、優先受託候補事業者と協議が調わない場合については、次点受託候補事業者と協議を行うものとする。

8 契約及び支払方法

7 選考方法(4)において、受注者となった者は、本市と業務委託を締結する。なお、本市は業務完了後、検査を経て委託料を受注者に支払うものとする。

9 参加事業者の失格

参加事業者が、次の各号に掲げる要件に該当する場合は失格とする。

- (1) 「3 参加資格要件」を満たさなくなった場合。
- (2) 提出書類等に虚偽の記載があった場合。
- (3) 審査の公平性を害する行為や一連の公募手続きを通じて、著しく信義に反する行為があり、委員会が失格と認めた場合。
- (4) 委員会の委員又は担当職員に対して、直接又は間接的に本プロポーザルに関し援助を求めた場合。
- (5) 参加事業者が、契約を履行することが困難と認められる状態に至った場合。
- (6) プレゼンテーション等に正当な理由なしに参加しなかった場合。
- (7) 提案限度額を超えて提案した場合。

10 プロポーザルの中止

やむを得ない理由等により、プロポーザルを実施することができないと本市が判断したときは、中止する場合がある。その場合においては、応募に関わる全ての経費は本市に請求できない。

11 参加の辞退

参加表明書提出後に辞退する場合には、企画提案書類の提出期限までに参加辞退届(様式11)を提出すること。

12 その他

- (1) 企画提案等の応募に関わる全ての経費は、企画提案者の負担とする。
- (2) 本市に提出された関係書類等は返却しない。
- (3) 本市は、提出された関係書類等は当該審査以外に無断で使用しない。
- (4) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利となっている事業手法等を用いた結果、生じた事象に係る責任は、全て企画提案者が負うものとする。

- (5) 業務内容は、採択された企画提案の内容を基本とするが、本市の指示のもと変更等を加える場合がある。

13 事務局(問い合わせ)

甲府市役所 子ども未来部 子ども未来総室 総務課(甲府市役所本庁舎3階)

〒400-8585 山梨県甲府市丸の内1丁目18番1号

【E-mail】kodomosomu@city.kofu.lg.jp

【電 話】055-288-0351